

## 電力広域的運営推進機関 評議員会（2022年度第1回）議事録

1. 開催日時：2022年5月16日（月）14:00～16:00
2. 場所：電力広域的運営推進機関（Web会議にて開催）
3. 議事
  - (1) 議決事項
    - 第1号議案 業務規程の変更について
    - 第2号議案 送配電等業務指針の変更について
    - 第3号議案 2021年度事業報告について
    - 第4号議案 2021年度決算報告について
    - 第5号議案 余裕金等の運用方針について
  - (2) 報告事項
    - 1 会計規程の変更及び余裕金等の運用業務の細則に関する規程の制定について
    - 2 活動状況報告（2021年10月～2022年3月）
4. 出席者
  - (1) 評議員（12名中11名出席）

山地評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、江崎評議員、大石評議員、倉貫評議員、高村評議員、竹川評議員、村上評議員、山内評議員
  - (2) 電力広域的運営推進機関

大山理事長、土方理事、寺島理事、内藤理事、榎谷理事、岩男事務局長、鈴木総務部長、山次企画部長、松原計画部長、久保田運用部長、梶原再生可能エネルギー・国際部長
5. 議事の経過及び結果

### ●岩男事務局長

只今から、2022年度第1回評議員会を開会します。前回に引き続きまして、今回もコロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議とさせていただきました。画像、音声に支障があるようでしたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。では、始めたいと思います。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本日は、現時点で総員12名中10名がご出席で、定款第45条第1項に定める過半数に達しています。

議案の審議に先立ちまして、まず、今年度から議長に就任されました山地議長からご挨拶をお願いいたします。

### ○山地議長

皆様、大変お忙しい中、評議員会にご出席いただき、有り難うございます。

前回の評議員会で議長に指名・承認されました山地でございます。進行役を務めるのは今回が初めてでございますが、ご協力をお願い致します。

改めて申し上げることもないのですが、震災後に実施した電力システム改革の第一ステップとして広域機関が2015年4月に発足してから7年になるわけですけれども、電力ネットワークの広域的な整備・運用ということに加えて、容量市場の運用とか需給調整市場の設計とか、さらに最近はFIT・FIP制度に関する業務とか、事業領域が非常に拡大してきておりまして、益々広域機関の役割が重要になってきていると思えます。

評議員会での審議もそれにつれて益々重要になってきていると考えております。どうぞご協力よろしくをお願い致します。

簡単ではございますが、私からの挨拶は以上でございます。

●岩男事務局長

有り難うございました。

続きまして、議長代理に関しまして、定款第44条第3項で議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその執務を代理すると定めております。この議長代理につきまして、山地議長に指名をお願いできますでしょうか。

○山地議長

私といたしましては、評議員会の議長代理を山内弘隆評議員にお願いしたいと考えております。山内評議員、お引き受けいただけますでしょうか。

○山内評議員

はい、承知いたしました。どうぞ宜しくお願いいたします。

○山地議長

ありがとうございます。それでは、議長代理は山内評議員にお願いすることといたします。

●岩男事務局長

山地議長が山内評議員を議長代理に指名されたことを議事録にも記載させていただきます。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料は、事前にお送りしております。本日の議案は、議事次第に記載のとおりです。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また、ご発言の際は、お名前を名乗っていただき、議長から発

言の許可を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

では、以降の議事は山地議長をお願いいたします。

○山地議長

それでは早速議案に入りたいのですが、議案に先立ち、定款第 52 条に定める議事録署名人を指名します。倉貫評議員と村上評議員に、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○倉貫評議員・村上評議員

了解しました。

○山地議長

ありがとうございます。それではよろしくをお願いいたします。

それでは、議案の審議を行います。議事進行についてですが、今回の第 1 号・第 2 号議案は密接に関連する内容ですので、第 1 号及び第 2 号議案を一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。

それでは、第 1 号議案「業務規程の変更について」、第 2 号議案「送配電等業務指針の変更について」、事務局から説明をお願いします。

●土方理事

それでは土方よりご説明させていただきます。まず、本議案の取扱いについて申し上げます。第 1 号議案につきましては、本日の評議員会でのご審議の後、理事会での議決及び総会での議決を経た上で、経産大臣に認可申請を行います。また、第 2 号議案につきましては、評議員会でのご審議の後、理事会での議決、総会での報告を経た上で、経産大臣に認可申請を行うことを予定してございます。

それでは、本日は別紙 1、パワーポイント形式のもの、第 1 号と第 2 号を合わせたものに沿ってご説明をさせていただきます。

右肩 1 ページが変更案の概要でございます。再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換に向けた設備形成等を行うために、業務規程、送配電等業務指針を変更するものです。主な変更ポイントとしまして、1、2 と二点掲げてございます。この後ご説明いたしますが、1、2 の変更以外に技術的な規定の変更等も実施しております。主に記載の適正化の観点による指針から業務規程への移設といった内容でございます。規定内容に変更があるわけではありませぬので、本資料では説明を割愛させていただきます。

まず、右肩 2 ページ、一つ目の計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更としまして、マスタープランを踏まえた広域系統整備の計画策定のプロセスの検討開始等に関する変更でございます。

右肩 3 ページは変更の背景を示しております。先ほど申し上げました目的に沿って、本機関では系統設備形成、系統利用のあり方等検討をしております。中ほどの四角に二点ありますが、一点目、広域連系系統の設備形成は、マスタープランとして系統のあるべき姿を示し、将来の電源導入の見込みから系統混雑を想定し、費用便益評価、いわゆる B/C の評価によりまして、系統増強を判断する規律に移行するというところでございます。二点目、電源の接続に伴う系統増強も、都度の電源申込みや系統混雑の過去実績のみで判断するのではなく、将来の電源導入の見込みとの協調を図りつつ判断する設備形成を目指してございまして、系統利用につきましては混雑を許容するルールに移行するというものでございます。平たく申しますと、今後再エネ電源がより拡大していくにあたりまして、系統の整備には時間がかかるということから、それをお待たせせずに接続ができるような形にしていくというものでございます。一番下の四角にございましており、こうした移行を踏まえますと、広域連系系統の設備形成に係る現行の計画策定プロセスの検討開始要件の変更等が必要になって参るところです。

右肩 4 ページに、規定の変更の内容を示しております。三つございます。まず、一つ目、将来の電源の開発動向を基に広域連系系統の混雑を把握し費用便益評価を行った結果、系統の混雑を緩和、すなわち系統の増強をすることによる便益が系統増強の費用を上回る場合、本機関は計画策定プロセスを開始する旨規定、マスタープランから整備計画を具体化するとともに、広域連系系統の過去の実績を指標とした要件等を削除するというものでございます。これは、本機関の発議による計画策定プロセス開始でございまして、今後これが中心となってくると考えているところです。二つ目は、これまで、電気供給事業者からの提起による開始について述べております。電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により発電設備等の出力に制限が生じており、制限されることで事業性に影響すると判断した場合、系統増強するように申し出ることが出来る旨規定するものでございます。こちらは、すべてが広域機関の発議によるということになってしまいますと、現実に起きている、今申し上げたような状況に合わないといったことも生じる可能性があるということから、これを規定するというものです。なお、広域的取引の環境整備に関する提起、電源設置に関する提起については削除いたします。三つ目、こちらは、これまでのファーム電源を募集する仕組みである電気供給事業者の募集手続きについては、規定を削除するという内容となっております。

以上、1 点目の規定の変更の内容でございまして、5 ページにはその該当する条文の番号を記載してございます。6 ページ以降は、参考資料でございまして、本日は説明を割愛させていただきます。

次に右肩 10 ページをご覧くださいませでしょうか。二つ目、N-1 電制本格適用に関する規定の変更でございます。

11 ページに変更の背景を記しております。再生可能エネルギー電源の大量導入に対応するため、空容量がない流通設備に電源が連系する場合の系統増強工事の代替手段としまして、新規電源を電制対象とするN-1 電制の先行的な適用が 2018 年 10 月より開始されているところでございます。N-1 電制につきましては、下に「※1」で示しておりますとおり、単一設備故障時にリレーシステムで瞬時電源制限を行うことで、運用容量を拡大するという仕組みでございます。さらに、今後の系統混雑前提の設備形成下において、混雑を緩和することで系統の更なる有効利用を図るとともに効率的な設備形成を行うために新規電源だけではなく、既存電源も含めた電源を電制対象とする、いわゆるN-1 電制の本格適用を 2022 年度から開始する予定でございます。また、今後の系統整備は社会的な便益が費用を上回る場合に一般負担で行われる等の理由から、N-1 電制に係る費用負担につきましては、これまでの新規電源の負担から一般負担とすることが国の審議会において提案されているところでございます。こうした状況に対応するため、一番下の四角に二つ書いてございます。電制装置の設置、および電制に関する費用負担に関するルールの整備が必要だということ、また電制を行ったことによって生じる費用の妥当性確認が必要になって参りますので、これにつきましては、中立性、透明性、専門性の観点から本機関において実施するための規定の整備が必要になってくるというところでございます。

右肩 12 ページに、変更の内容を二点記しております。一つ目が電制装置の設置に関するものです。一般送配電事業者及び配電事業者は、効率的な設備形成の観点から、電制装置の設置が適当だと判断した電源に対して、N-1 電制装置の設置を求めることが可能となる旨を規定するというもの、また、電制装置の設置を求められた電源は、正当な理由がない限り、電制装置の設置その他の電制実施に関する対応を行わなければならない旨規定するというものでございます。二つ目は費用負担に関するものです。一般送配電事業者及び配電事業者は、電制装置の設置等に関する費用及び電制を行ったことにより生じる費用等を負担しなければならない旨を規定しております。生じる費用等というのは下に「※」で解説しておりますが、発電抑制を受けたことにより代替電源の調達により追加的に発生する費用、電制により生じるFIT・FIPといった電源の逸失利益や電源が電力系統から切り離された場合の再起動に係る費用等をいうものでございます。また、一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1 電制を行ったことにより生じる費用を負担する場合には、本機関の確認の回答を事前に得なければならない旨及び本機関はその費用について妥当性の確認を行う旨を規定するというところでございます。該当条文は下に記載のとおりでございます。

以下、参考資料でございまして、本資料についてのご説明は以上です。よろしくお願いたします。

○山地議長

どうもありがとうございました。それでは意見のある方はご発言をお願いしたいと思いますけど、冒頭事務局から説明がありましたとおり、発言ご希望の方は名前をお名乗り下さいということですが、画像を出していただいてもよろしいかと思しますので、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

この議論、少なくとも私は審議会、大量導入小委で関わっていましたが、関係されている評議員の方も多いでしょうか。特にご発言ないでしょうか。

それでは議決に移ります。

第1号議案「業務規程の変更について」原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○山地議長

第1号議案は、原案どおりの議決とします。

続きまして、第2号議案「送配電等業務指針の変更について」原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○山地議長

第2号議案は、原案どおりの議決とします。

それでは、次の議案の審議を行います。先ほどと同様に、第3号・第4号議案につきましても、密接に関連する内容ですので、第3号及び第4号議案を一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。

では、第3号議案「2021年度事業報告について」および第4号議案「2021年度決算報告について」事務局から説明をお願いします。

●土方理事

第3号・第4号議案につきましては、評議員会での審議の後、理事会での議決および総会での議決を経た上で、経済産業大臣に承認申請を行うこととしています。なお、第3号議案については私、土方から、第4号議案については梶谷からご説明させていただきます。

それでは別紙2、第3号議案のご説明資料「2021年度事業報告について」、右肩1ページをご覧ください。事業報告本体の目次がございまして、「Ⅰ. 広域機関の概要」から始まりまして、「Ⅱ. 2021年度における個別業務の実施状況」、最後に「Ⅲ. 総会・理事会・評議員会の開催状況」、という構成になっております。本日はこのうちⅡ. から、右の方に吹き出しで書いてございますA、B、C、Dと四つのトピックスをご説明させていただきます。なお、3月に供給計画の取りまとめ等を審議いただきました時点から少し変わっているところ等もございまして、そういったところも併せてご説明させていただきます。

それではまず、「A 需給ひっ迫への対応」の1点目としまして、右肩2ページ「供給計画の取りまとめに見る供給力不足の状況」でございまして。追加的な供給力確保のため、2022年度供給計画の取りまとめに先立って様々な対策を講じながら需給見通しを確認した、というものです。一つ目としては事業者へ2022年度夏季・冬季の更なる供給力確保を要請いたしました。二つ目に、水力・火力発電機、エリア間の連系線の補修時期の調整も行いまして、供給計画の取りまとめを実施いたしました。なお、取りまとめ以降の最近の状況として、福島県沖の地震により被害を受けた発電機の停止長期化、玄海原子力発電所の停止期間延長等により、2023年1・2月には東京エリアから九州エリアまで、冬季の予備率3%を確保できない見通しとなっております。こうした状況を踏まえ、今年度冬季の供給力確保について、休止中の発電機の再稼働の可能性を事業者と引き続き検討しているほか、電源入札という手段の事前準備についても検討を進めているところでございます。下の図は中西エリア、東京エリアの2023年1月の需給状況を示しております。

右肩3ページは、2021年度の需給ひっ迫への対応のうち、モニタリング・余力率管理といった取り組みのご説明となります。広域機関ではkW及びkWhの両面におきまして、冬季の高需要期に需給変動や電源トラブルなどによる需給バランス悪化を早期に捉え必要な対策を講じるため、厳冬期に入る12月から2月末までの期間を対象にモニタリングの定期的な公表を実施いたしました。2020年度の冬季に生じたひっ迫で多数の融通指示を出しました経験の上に立って、昨年度実施したところでございます。下の図にありますとおり、モニタリングをしつつ、2週間前からはkWhの余力率管理、余力不足を評価したところが特徴となっております。

なお、右肩4ページはご参考ですが、3月に発生した福島県沖地震に端を発して起きた需給状況に応じて、東北、東京エリアにおきまして行った融通指示についてご紹介してございます。

次に、右肩5ページ「B 次世代型ネットワーク整備のグランドデザイン」でございまして。まずマスタープランの作成については、昨年5月の中間整理におきまして、複数シナリオによる費用便益評価を行いまして系統増強案を示し、また、2022年度中の策定に向けてシナリオを更に整理いたしました。また、先ほど第1号・第2号議案で出てま

いりました点ですが、コネクトアンドマネージの取り組みにおきまして、既存設備の有効活用を図るため、N-1電制については費用負担や精算のあり方等本格適用開始に向けた整理を実施したところ、また調整電源を活用した混雑管理、いわゆる再給電方式については運用方法の検討を完了しまして、2022年12月に開始することを公表したところでございます。また、広域系統整備計画では、北海道本州間及び東北東京間に係る計画を策定しまして、経済産業大臣に届け出たところです。

次に、右肩6ページ「C 各市場の設計・運用の進捗」です。先ほど山地議長からもご紹介がありましたけれども、容量市場と需給調整市場、それぞれ供給力と調整力の確保に関する市場がございます。容量市場につきましては本機関が市場運営者となってございまして、スケジュール表にありますとおり、2024年度の実需給期間の開始に向けて準備を進めているところでございます。2021年度は2025年度向けの、すなわち第2回目のメインオークションを実施したことや、2022年度から始まります容量停止調整、実効性テストといった実需給に向けた準備を行ったところです。一方、需給調整市場につきましては、一般送配電事業者が運営する市場ですが、商品設計等について広域機関が主体的に実施しております。2021年度に開始された三次調整力②の取引についての確認等と、2022年度4月から始まりました三次調整力①の市場開設に向けた準備、そして2024年度から始まる商品、一次調整力及び二次調整力①・②の設計を進めたことを記載しております。

最後に右肩7ページ「D エネルギー供給強靱化法施行等を踏まえた対応」、本年4月から開始いたしましたいわゆる再エネ関係の業務につきましては、現在までのところ滞りなく進捗しております。2021年度に業務開始に向けた準備を行った内容として、担当理事及び部の設置、技術の承継、システム化、そして以前の評議員会でもご議論いただいておりますガバナンス機能強化について、記載しているところでございます。

資料の説明については以上でございます。

#### ●榎谷理事

榎谷でございます。続きまして、第4号議案の2021年度決算報告についてご説明をさせていただきます。今投影されております、別紙3と書かれておりますパワーポイント形式の資料に要点をまとめておりますので、こちらについてご説明をさせていただきます。

まず右肩1ページをお開きください。こちらが機関全体の決算の概要となります。B列にありますとおり、収入が146億円と予算比14億円の増、支出は101億円と予算比31億円の減となっております。収入の差分は前年度からの繰越金額が予算時の見積りより大きくなったためですが、支出につきましては、項目ごとに次ページ以降でご説明申し上げます。



2 ページでございます。まず固定資産関係費、こちらの内訳でございます。こちらに示しておりますとおり、中身はシステム関係が中心で、とくに広域機関システムに関連した経費が全体の約9割を占めております。

次に3 ページでございます。こちらが予算との差異の説明でございます。全体で13億円の減となっておりますけれども、大きなところだと、第二事務所の敷金・工事費等で7億円の減、これは賃借面積や単価などを精査したことにより縮減させたものです。また、容量市場システムの関係で3.5億円の減、こちらは支払時期の見直しによるものとなります。

次に4 ページでございます。こちらは運営費の内訳になります。運営費は全体で26億円ですが、こちらにも広域機関システムや容量市場関連、OAシステムといったシステム関連の費用で全体の約7割を占めております。

予算との差異につきましては5 ページに記載しております。全体で10億円の減となっておりますけれども、その約半分の5.5億円が第二事務所の賃借料、先ほどと同様に面積や単価を精査したことによる縮減でございます。あとは業務内容の見直しにより容量市場の各種支援を1億円縮減、その他調査委託や海外出張抑制等による減などからなっております。

次に6 ページでございます。6 ページには人件費の内訳と予算との差異を両方記載しております。下のところにご参考で記載しておりますが、職員数は引き続き増加傾向で、役職員給与と法定厚生費の合計額も昨年度比1億円増の18億円となっております。なお、予算との差異ですが、こちらは全体で2億円の減となっております。これは予算編成時に見込んでいた給与水準と実際との支出額とを比較しまして、実際がそれほど高くなかったということです。

7 ページと8 ページはご参考となります。まず7 ページは科目ごとの支出実績額の推移でして、ご覧のとおり、ここ2、3年は総額で1割程度増えております。中でも伸びの目立つ固定資産関係費は、先ほどご説明した各種システムのリース料や機能改良といったシステム関係費でございます。

8 ページ、こちらは最初にご説明申し上げました機関全体の決算概要を、勘定区分ごとに分けたものとなっております。電気事業法や財務会計省令では、特定の業務の経理を他と区分しなければならないと定められておりますので、それに沿って区分した表がこちらとなります。ただし、今年度で言いますと、広域系統整備交付金交付業務、それから災害等扶助交付金交付業務、こちらはいずれも僅かな数字ですので、左列の機関全体の数字と、右列のその他の従来業務の数字、こちらがほぼ一致しております。

簡単ですが、決算関係のご説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○山地議長

ご説明どうもありがとうございました。それでは先ほども申し上げましたように、第3号議案と第4号議案まとめて説明していただいたので、まとめて議論ということにしたいと思います。ご発言ご希望の方は声を挙げていただいて結構ですし、画像を出す、あるいは手を挙げる、今私からは全体の画像が見えていますので、どのやり方でも結構です。お願いいたします。いかがでございましょうか。

声も出ませんし、画像も出ておりませんが。

○倉貫評議員

すみません、倉貫です。

○山地議長

それでは倉貫評議員お願いいたします。

○倉貫評議員

供給力不足の状況について教えていただきたいのですが、4月時点の予想で例えば東京エリア▲254万kW不足というのは、例年に比べてどれくらいの大きさなのか、かなり大きいなと思ってびっくりする水準なのか、という気もするのですが、ここからその不足がどうやって解消されていくのか、もし見通し等あれば教えていただきたいと思います。また、2025年にかけて火力発電は440万kW減っていくという見通しもある訳ですが、これからこういったことが毎年常態化していくものなのか、そこら辺を教えてくださいませんか。

○山地議長

はい、ありがとうございます。関連する質問があれば、まとめて受けて、まとめて事務局から対応していただきたいと思いますが、他の評議員、これに関連するご発言は特にないのですか。

ないようですので、それでは事務局からご回答お願いいたします。

●寺島理事

寺島でございます。倉貫評議員のご質問については、私から、今の状況、今後の見通しその他も含めましてご回答させていただきます。

まず、資料別紙2の2スライド、2022年度冬季の供給力不足につきまして、例年これくらいの水準でしょうか、というご質問をいただきましたが、率直に申しまして、こういう事態は初めてでございます。2022年度の供給計画を3月末に取りまとめた後に、福島沖の地震や原子力の停止延長がございまして、資料にあるとおり東京エリアで供給力で▲254万kW、その他エリアでもマイナスの数値になっているというこの数値について

は、私ども非常に深刻な数値と受け止めております。これに対しては、資料2スライド目の三つめの文章にありますように、福島沖地震で休止中の電源の復旧見通しが、冬にまで続くのかということが見えてない状況でございまして、これを早く見定めなければいけないと思っております。それから今まさに国の電力・ガス基本政策小委員会と連携を取って進めているところですが、下の図に丸で囲んで書いてあります休止火力が、東京エリアでは58万kW、中部エリアでも89万kWとありますが、これを再稼働できる可能性があるのであれば追加募集をしていこうとか、更には計画段階には供給力として計上できないものも、運用上は計上できるものを色々探るといふ努力をまさにやっている最中でございます。更には最後に書いてありますように、電源入札の準備についても今、検討しております。正直に申しまして、今までになく厳しい状況の中で、この冬に向けて供給力面でもどうにか対応していかなければならないと思っております。同時に、当然のことながら、昨年もありましたkW、kWhモニタリングやkWhの余力率管理も徹底してやっていこうと思っておりますし、様々な手を尽くしてもひっ迫状況がまた続くということであれば、いよいよ需要側の対策についても、先般の評議員会でもご指摘受けましたとおり、適切なタイミングで早く警報なり何なりを発信できる仕組みを検討中でございます。そういう意味で、この事態については非常に予断を許さないところで、国、事業者と連携して鋭意、広域機関も取り組んでいるというのが現状でございます。

併せて倉貫評議員からご質問のありました、将来石炭フェイドアウトに向けて相当休廃止の計画が上がっているのではないか、ということについては、一つは容量市場として2024年度から供給力を確保する仕組みができているということもございまして。更にはそれ以外の新規の電源、リプレース電源等も、今の計画では2023年度・2024年度くらいから少しずつ現れてくるということもあります。そうは申しましても、予断を許さない非常に厳しい状況であることには変わりありませんので、広域機関としては、事業者の情報を集計いたしまして、広域的なデータとしてどれくらい深刻な度合いなのかを発信していき、事業者を含めて対策等を検討していかなければならないと考えております。

長くなりましたが、非常に厳しい状況であるということのご指摘については、まさにそのとおりだということでご理解いただければと思います。

○倉貫評議員

ありがとうございました。

○山地議長

はい、ありがとうございました。今の件以外で3号議案、4号議案に関してご発言ありましたら受けますが、いかがでしょうか。

○伊藤評議員

伊藤ですが、よろしいですか。

○山地議長

はい、どうぞ。

○伊藤評議員

工事に携わる現場の人員が、そんなにたくさんいない、人が余り集まらないという話を以前の評議員会で伺ったと思います。3議案、4号議案に直接ではないのですが、これから色々予期せぬことが出てきたときに対応できる人員を確保する方法というか、今色々なコストが上がっている中で、重要なインフラを支える特殊作業の方達にとって魅力ある職場となっているかどうか、という辺りについて、伺いたいと思います。

●寺島理事

伊藤評議員には以前から、いわゆる特殊作業員がこの業界で非常に少なくなってきたのではないかと、そういう中でこれだけの重要なインフラ設備を維持・運営していくところが上手く行ってないなど、本質的な問題に関するご指摘を何度かいただいていると思います。本日もこれに関連したものかと思っています。ご指摘、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、要員の確保は、供給力を確保する上でも大きな課題になっていると言わざるを得ない部分はあるかと思っています。例えば発電所の点検・補修のための時期を軽負荷期に調整しようとしても、時期が集中すると作業員が確保できないこととなり、要員はなるべく平滑化していかなければならないという問題があります。その結果、夏季や冬季の重負荷期でも点検・補修をするため、発電所を停めなければならないという、そういう問題がこの供給力の面でも出ているのではないかと、ということについてはご指摘のとおりかと思っています。そこで広域機関としては、資料の2スライド目の1項目に書いてありますように、なるべく夏季冬季の供給力を確保するために、発電所だけでなく、送電線についても早め早めの調整をして、夏や冬の作業停止をなるべく避けるようにして、供給力確保と作業員の手配を上手く調整して頂くことを要請いたしました。こうした取り組みは、一昨年に比べれば、ある意味功を奏したものと思っておりますが、実は今年の3月22日は1月・2月の停止を避けた分だけ、逆に3月に停止が増え、結果として苦しい思いをしたという見方もございます。そういう経験もありますので、今回2022年度冬季についても早めの調整をしていく中で、1月・2月について、より上手く供給力と人手確保の両立を図るとともに、例えば3月についても気象条件の変動によって従来の予測の限界を超えるような需要増の可能性も考慮して、なるべく作業員に負荷がかからないように安定的に業務を平滑化できるような工夫は必要になって

くると思います。ただこの問題と、冒頭、伊藤評議員からご指摘ありました、「そもそも、作業員が少なくなっているのではないか」という作業環境も含めた抜本的な課題については、事業者や業界大の取り組みが必須なものでして、その点では、広域機関としても関心を持っていかなければならないことだと思っております。

直接のお答えにはなっておりませんが、そういうことも頭に入れながら広域機関は動いているということ、ここでご報告させていただきたいと思っております。

○伊藤評議員

ありがとうございます。我々の生活、仕事にとって大切なインフラで、現場の方々は命がけでやってらっしゃると思うので、それに見合った報酬が得られているのかどうか、具体的な数字が分からないので、逆にそこを魅力ある職場にしていかないと人も入っていかないと思うのですよね。各会社で決めているのですが、広域機関の方で発言が出来るのであれば、使うべきところにお金を使った方がいいかな、という印象を受けました。ありがとうございます。

●寺島理事

こちらこそご指摘ありがとうございます。

○山地議長

はい、他にはいかがでございましょうか。

○大石評議員

すみません、大石ですけれども。

○山地議長

はい、大石評議員、お伺いします。

○大石評議員

ありがとうございました、先ほどの倉貫評議員の質問にも関連いたしますが、やはり、今のこの需給の難しい状況については、国民に前もってきちんと説明しておくことが大変重要ではないかと思っております。あまり不安だけをあおることはよくないでしょうが、しかし、今の状況がかなり厳しい状況であり、それに応じて国民も動かなければいけないのだということを、心の準備をしておく必要があります。ですので、広域機関から消費者、需要家に向けての情報提供は大変重要だと思っております。電力自由化を進めてきて、参入事業者は増えてきておりますが、取りまとめた情報、といいますか一番正確な情報は誰が持っているのかと言えば、広域機関であろうと思っております。

今後の役割として、消費者や需要家が知りたいと思った時、実際の状況に関する説明等の情報提供をぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

○山地議長

はい、ありがとうございます。ごもっともなご意見だと思います。事務局、特に対応はよろしいですかね。

●寺島理事

大石評議員、ありがとうございます。広域機関の責務といたしまして、事業者からのデータをしっかり集めて、広域的な観点で発信していくこと、それは私自身が所掌している計画段階でのものもそうですが、だんだん実需給に含めた運用段階のものも、絶えずその目で見て行かなければならないと思っております。ここで記載されているのは計画段階のものでございますが、運用段階のものについては内藤理事から何か補足をいただければと思います。

●内藤理事

内藤でございます。今、寺島理事からありましたとおり、我々の情報提供はますます重要になってくると感じております。特に、需給状況は現下の状況が非常に厳しいということで、希頻度な条件ではありますが、このようなことが現状起きている、特に2022年度は非常に厳しいと分かっておりますから、需給状況について、早めに的確にお知らせすることが我々の役目と思っております。

先ほどありましたとおり、昨年度からkWモニタリングとkWhモニタリングということでお示ししてございますけども、燃料情勢も非常に厳しいと伺っておりますので、それを分かりやすく説明することと思っておりますので、計画・運用両面に渡りまして、しっかりやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○大石評議員

よろしく申し上げます。

○山地議長

はい、ありがとうございました。他にご発言、ご希望はありますでしょうか。特によろしいですかね。はい、非常に貴重な意見の表明とご対応がいただけたのではないかと思います。

他にご意見はあるでしょうか。それでは議決に移ります。

第3号議案「2021年度事業報告について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同  
異議なし。

○山地議長

第3号議案は、原案どおりの議決とします。

続きまして、第4号議案「2021年度決算報告について」原案どおりとすることによろしいでしょうか。

○評議員一同  
異議なし。

○山地議長

第4号議案は、原案どおりの議決とします。

それでは、次の議案の審議を行います。議事進行についてですが、第5号議案と報告事項1は密接に関連する内容ですので、一括して事務局説明及び審議を行った後、第5号議案について議決を行います。

それでは、それでは、第5号議案「余裕金等の運用方針について」、報告事項1「会計規程の変更及び余裕金等の運用業務の細則に関する規程の制定について」、事務局から説明をお願いします。

●榎谷理事

はい、かしこまりました。そうしましたら、第5号議案と報告事項1につきまして、榎谷よりご説明申し上げます。

まず、第5号議案「余裕金等の運用方針」につきましては、今、投影されております別紙4の資料を用いて御説明申し上げます。

まず、右肩1ページをご覧ください。こちらが全体の流れとなっております。本年4月から電気事業法、再エネ特措法が改正されまして、余裕金、解体等積立金及び納付金の運用規定が法律に追加されております。本件は、今年度の運用方針について定めたいというものであります。余裕金等の運用を行う場合には、まず、運用開始前に余裕金等運用方針を策定の上、理事会、評議員会及び総会で議決を頂きます。その上で、運用方針に沿った余裕金等運用計画を策定し、理事会が議決する必要があります。また、その運用結果等につきましては、理事会、評議員会及び総会に報告いたします。

2ページをご覧ください。こちらが2022年度の余裕金等運用方針となります。項目ごとにご説明申し上げますと、まず、いちばん上のところに記載のとおり、余裕金等の運用にあたっては、原則として元本を確保すること、また、業務運営上支障が出ないよう

流動性を確保すること、こういったことを基本方針といたします。二つ目の四角（■）以下ですが、今年度運用したいと考えております余裕金は、具体的にはF I T・F I P業務にかかる納付金となりますので、ここでは、当該業務の実態を踏まえた運用方針を策定しております。

まず、運用額でございます。一旦、6ページをご覧頂ければと思います。こちらに、そのイメージ図を記載しております。運用し得る金額、これは、毎月の納付金額全体から、クリーム色となっております交付金交付予定額を除いたものとなります。ただ、黄色の部分を除いた部分をまるまる運用してしまいますと、何かあったときに手元資金が無くなってしまいますので、交付金交付予定額の10%部分、これはバッファとして手元に残し、残り、赤枠で囲った部分、この部分を運用対象とすることといたします。

2ページにお戻り下さい。次に運用方法でございます。運用方法は基本方針を踏まえ1か月ものの譲渡性預金といたします。元々、電気事業法等で運用方法として認められておりますのは、有価証券、金融機関の預金、金銭信託と三つの方法がございます。ただし、今年度運用対象とするF I T・F I P業務の納付金、交付金につきましては、1か月サイクルで業務を回していくものとなっており、また場合によっては1日単位で細かく期日を設定する必要があります。こういったことが可能な譲渡性預金を今回は活用したいと考えております。ちなみに譲渡性預金と申しますのは、いわゆる銀行の定期預金の一種で第三者に譲渡することができる無記名式の定期預金証書ですので、実質的には定期預金だにご理解頂ければと思います。また、運用しない資金につきましては、利息の付かない普通預金に保有いたします。運用によって得られた運用益ですが、これは納付金に充当いたしますので、その分、結果的に国民の皆さまにご負担頂いている再エネ賦課金の軽減に充当されることとなります。運用額の単位は10億円単位といたします。

3ページ目以降につきましては、それぞれ参考資料となりますので、ご説明は割愛させて頂きたいのですけれども、8ページの部分だけ少々付言をさせていただきます。2022年度の余裕金等運用方針は、今回お認め頂きますと6月の総会議決を経て、正式には6月の運用分から適用されることとなります。他方で、本年4月にF I T業務をG I Oから承継した時点で、すでに約5,400億円の資金を当機関が受け入れております。この資金につきまして、国民負担の軽減の観点から少しでも運用益を確保すべく、G I Oの取扱いを踏襲した暫定運用を実施しております。この8ページの下段の表がその結果となっております。4月は4,000億円を運用し72万円の運用益を計上、また5月分は先日運用を開始したところでございますが、5,690億円を運用し、102万円の運用益を計上予定となっております。

第5号議案のご説明は以上となります。



続けて報告事項1につきご説明させていただきます。こちら、今、投影されておりますパワーポイントの資料でご説明をさせていただきます。

まず、右肩1ページをご覧ください。概要でございますが、先程のご説明と同様、電気事業法と再エネ特措法の改正により本機関の業務にF I T・F I P業務などが新たに新業務として追加されましたが、それにより会計規程に勘定区分や資金の調達・運用といった規定を追加する必要が生じまして、4月1日に改正を行ったところでございます。また、その詳しい内容につきましては、会計規程の下に新たに制定した余裕金等の運用業務の細則に関する規程、こちらに定めることとし、同じく4月1日付で制定しておりますので、こちらについても併せてご説明をさせていただきます。

次に2ページでございます。こちらが今回の会計規程の改正に関連する電気事業法等の改正内容となります。一つ目は経理を区分する業務の追加です。従前は左の箱にあります三つの業務に区分されておりましたが、2022年度からは右の箱の下線を引いた六つの業務が加わり、全部で六つに区分経理されることとなりました。このように業務ごとに経理を管理することで、経理の透明性の向上が期待できると考えております。なお、右の箱の②のところでございますが、この箱の中には供給促進交付金交付業務（F I P業務）、調整交付金交付業務（F I T業務）、系統設置交付金交付業務、納付金徴収業務の四つが入っております。これらは、いずれも関連性の強い業務であり、むしろ一体で管理した方がよいということで4業務を一つの勘定区分としてございます。

次の3ページをご覧ください。これまで電気事業法には、資金の調達や運用に関する規定はございませんでしたが、今般、新たに追加されております。また、再エネ特措法も改正され、解体等積立金と納付金の運用の規定が追加されております。

次に4ページでございます。ただいまご説明申し上げました法律改正にあわせて会計規程を変更いたしました。まず勘定区分ですけれども、電気事業法と同様に経理を区分するように追加しております。次に、新たに第14条を設け、資金の調達と運用の規定を記載しております。

会計規程の改正は以上でございますが、細かい事柄につきましては、5ページから7ページの余裕金等の運用業務の細則に関する規程、こちらに記載しております。こちらの内容は、先程の第5号議案でご説明した内容ともかぶりますので、逐条ごとの解説は割愛させていただきますと思いますが、14条のところだけ付言いたします。こちらに資金の借入れについて規定しておりますが、現在のところ、本機関が資金の借入れをするということは想定しておりません。先程、申し上げましたとおり、4,000～5,000億円の余裕金がございますので、万一資金が不足するような場合には運用予定の資金を一部活用することで対応したいと考えております。

9ページ以降はこれまでの経緯や条文などの参考資料となりますので、ご説明は割愛をさせていただきます。

以上、第5号議案、それから報告事項1についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○山地議長

はい、ご説明どうもありがとうございました。

それでは、今までと同様でございますけれども、ご発言ご希望の方、声を出す、画像を出す等で意思表示して頂ければご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。特には無いですかね。

まあ、あの定期預金も利子低いですが運用しないよりはいいという感じですかね。特にご発言、ご希望がなければ議決に移ってよろしゅうございますでしょうか。

これも特に声が上がっておりませんので、議決に移りたいと思います。

第5号議案「余裕金等の運用方針について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○山地議長

第5号議案は、原案どおりの議決とします。

それでは、次はもう1件の報告事項、広域機関の「活動状況報告」です。今回は、2021年10月から2022年3月までの活動となります。

定例の報告ですので、事務局からの説明は行わないこととします。配布されている資料について、ご意見やご質問がある方は、お願いします。やり方は今までと同様で、声を上げていただくか、顔を出していただくか、意思表示をしていただければ順次ご指名いたします。いかがでしょうか。

本件は、資料を見てくださいということでございましたので、もう少し待ちましょうか。

よろしいでしょうか。特に、ご発言ご希望がないようですので、報告事項2については、以上で終わりたいと思います。

本日の議案と報告は以上となりますが、評議員会として、理事長に対して伝えるべき特段のご意見がありますでしょうか。

ご意見なしということですね。

それでは、閉会の前に、大山理事長から一言お願いします。

●大山理事長

大山でございます。本日もご議論いただきまして、どうもありがとうございました。議論の中にも出てきましたけれども、今年度は需給が非常に厳しい状況であるということをご認識しております。休止電源を再稼働するなり、補修調整をするなりといっても、なかなかまだ間に合わないような状況、非常に懸念があるということかと思っておりますけれども、そういった状況も含めてまた皆様にはご支援いただきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○山地議長

大山理事長、どうもありがとうございました。

それでは以上を持ちまして第1回評議員会を閉会致します。ご参加頂きありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 山地 憲治

評議員 倉貫 浩一

評議員 村上 政博